

漢代における國家秩序の構造と官僚

增淵 龍夫

私は、さきに漢代の社會秩序の構造を考察するにあつて、「游侠」を一つの手がりとすることによつてそれを明らかにした。そこで私がとり上げた「游侠」とは、一つの固定した特殊な社會層に限定されたものではなかつた。當時所謂「游侠」と呼ばれているものゝ倫理的習俗、すなわちあの養客結客の任俠的習俗は、單に一つの特殊な社會層のみに固有なものではなくして、云わば當時一般の生活感情の中に根強く基礎をおきながら、社會のあらゆる階層にまわりついで、それぞれの社會集團における人的結合の紐帶として、きわめて重要な機能を果していることに注意したのであつた。この様な見解は、戰國以來のあの社會經濟的進展の中に漸く鋭い分立を示して來る社會的諸階層の分化過程をもとより無視するものではない。問題は、むしろその様な社會諸階層の分化にも拘らず、それが、その根本において相對立する社會倫理、社會意識を伴わなかつた點に存する。經濟的變改過程より放出されて來る無産無賴の游民層においても、或はその過程の中に巨富をたくわえて行く土地所有者、商工業者の諸層においても、更にはその様な豪族層を地盤とする官僚層においても、養客結客の任俠の氣風は、云はゞ一つの習俗としてそれぞれの社會層の

漢代における國家秩序の構造と官僚

内部に、或はそれら諸階層相互の間に、人的結合の關係を可能ならしめ、それぞれのプライベートな自衛的勢力形成に大きな作用を果して來たのである。それ等は、その外面においては一見パトリアルカールな支配隷屬の關係と類似しながら、その内面においてそれらの人的結合をさゝえてゐるものは、きわめてパーソナルな對人的信義關係であり、主家のもつ權力や財力に對する全面的隷屬と云うよりはむしろ、その様な物的力だけでは説明のつかない具體的な人格的要因が相互に大きく作用するところの性格のものであつた。そして、漢帝國を樹立した劉邦の勢力も、その社會的性格においては、その例外たり得ず、ひとしく、その様な任俠的習俗の基盤の上に形成せられた人的結合をその母胎とするものであつたことは、さきに論證したところであつた。

然しながら、劉邦集團のもつ、この様な性格から、直ちに漢王朝の國家權力の性格をみちびき出すことは、もとより、出來ない。あの廣大なる土地と人民とをその支配下に掌握し、その生産力を己れの物的基盤として確保するためには、漢王朝は既に秦の專制的統一國家において、ほど形をととのえられたあちみつな官僚行政機構の踏襲を必要としたのであつて、全國のすみずみにまで行きわたるこの老大な官僚組織の完全な統御の上に、漢王朝の強大な國家權力は、維持され得たのである。それは、單に任俠的結合に基礎をおく劉邦集團の社會的性格とその系譜をたどることのみでは、十分に説明せられない。

劉邦が天下を平定して漢帝國を樹立するに及んで、劉邦の掌握下に彼と相結んで行動を共にして來た諸游民は、それぞれ官職をさすけられて、帝國の行政機構の中に樞要な地位を與えられて行く。官僚機構が次第に整備されて行くに従い、天子と彼等をむすぶものは既に以前の任俠的紐帶ではない。そこには天子が官僚を強力に統御するための別

個の権力の原理とディシプリン¹の紐帯が、當然必要となる。漢王朝が秦より踏襲したパトリモニアルな官僚組織は、あたかも、その様な法術的統御の原理をもつてはじめて、十分な運営をはかり得る性格のものであつたからである。それは、刑名參同、信賞必罰の法術をもつて、臣下の一切の個人的つながりを絶つて、すべてを唯一の権力者たる天子の一方的統御の下におく、絶對的権力支配の體系である。そしてこの體系の下に、一切の官僚の遠心化の傾向をふせぎ、このパトリモニアル・ピオクラシーを天子の全く意のままになる手足として完全に統御し得た場合に、はじめて漢王朝の專制的國家権力はその極限を發揮し得るのである。

問題は、原理的に異つたこの二つの生活體系、即ち、唯一の獨裁者より發するこの一方的権力統御の體系と、社會のあらゆる階層の生活感情に根深いパーソナルな人的結合のジツテ、とが、具體的に、漢王朝の官僚組織の運営の中で、どのような關係で結びついているのか、と云う點に存する。事實、現實においては、その官僚組織を動かしている力は、必ずしもその様な唯一の権力者たる天子より發する一方的権力の體系がすべてではない。官職の定められた體系のもつ一方的支配の關係は、個々の官職を任う具體人の生活感情、生活習俗との相矛盾する相互關係を通じて、官僚組織全體の動きに複雑なそして個有な性格を賦與して行くのである。漢代の國家秩序の構造、國家権力の限界は、單に外面的な定められた機構についてのみでなく、あたかもこの様な關係を内面的にさぐることによつて、始めて明らかにせられるのであらう。問題は大きく、當然多面的な考察を必要とする。こゝでは、たゞ、その様な問題に關聯する一小局面に考察を限ることにする。

(註一) 拙稿「漢代における民間秩序の構造と任俠的習俗」一橋論叢二六ノ三、一九五一。

漢代における國家秩序の構造と官僚

前漢武帝の時代は、その國家權力が最も強大に發動された時代である。その相つゞ外征の一事をとつて見ても、それに要する莫大な兵力と財力とは、強大な中央集權的な專制權力によつて、その支配する人民から、可能なる限りの財と勞働とを徵發することによつて確保せられる性格のものであり、その目的のためには、全國のすみずみまで行きわたる官僚組織を全く天子の意のまゝに統御することが、何よりも先づ第一の前提とならねばならない。そこでは、官僚組織が、唯一の絶對權力者である天子の一方的權力體系としてフルに動き得た一つの範例が示されている、と考えてよからう。我々はそれがどの様にして可能であつたか、を先づ考えて見なければならぬ。あたかも、司馬遷は、この様な、武帝の一方的權力意志のまゝに苛惜なく職務を遂行する官僚群をば、酷吏列傳(一)の名の下に叙述した。先づそこから、問題のいとぐちを拾い上げて行くことにする。

周知の如く、酷吏列傳には鄆都以下十一人の法を治すること刻深な官僚が記述されている。そしてその十一人の中、鄆都・寧成・周陽由の三人は、景帝につかえ、或は景帝より武帝初期にかけてつかえたものであるが、他の九人はすべて武帝時代の官僚であることは、これ又周知のところである。そして、この武帝時代の九人が法を治すること刻深であつた、と云うその法とは「前主の是とするところは著して律となし、後主の是とするところは疏して令となし、時に當れるを是とす、何ぞ古にこれ法らんや」と云う杜周の言の如く、唯一の獨裁者たる天子の權力意志そのものであつて、彼等を通じて共通なことは「上の意、罪せんと欲するところは」罪し、「上の意、釋さんと欲するところは」

釋すところの、全く天子の意のまゝになる手足として、他の一切の關係を顧慮することなく、慘酷果敢にその職務を遂行した點にある。この様な酷吏列傳の叙述から、その敘述の表面の對象をなすこれら官僚の單なる個人的性格の問題を超えて、上述の様な我々の問題のいとぐちを見出そうとする場合、先づ第一にこれら武帝時代の九人の酷吏のうち義縱をのぞく八人がすべて、御史出身であつたと云う事實に、重要な注意をむけ度いと思う。そのことは、然らば、何を意味しているのであらうか。

御史の制度史的研究として櫻井氏の詳細な研究(二)があり、今それに加えるものはあまりない。こゝでは、我々の論述に必要な限りにおいて、櫻井氏の研究を整理し、若干の史料をつけ加えることによつて、先づ御史制度の説明を一應なしておくことが必要となる。

御史と云う職は、すでに戰國のときより見られるが、秦の始皇帝のときにきわめて重要な役割を擔う様になり、それが漢代にうけつがれたと考えてよい。秦においては、御史は天子の側近に侍する臣であつた、と云うことは今日すでにほぼ明らかである。史記李斯傳に「趙高、其客十餘輩をして詐りて御史、謁者、侍中たらしめ、かわるがわる往きて李斯を覆訊せしむ」とある様に、御史は謁者、侍中と同列に並び稱せられていることは、そのことを更に證するものであらうし、而もそれは「張蒼は秦の時御史となり、柱下方書をツカサテ主る」(史記張丞相列傳)、とある様に、殿中に侍して文書をつかさどるところのものであつた。そして始皇本紀三十五年の條や、蒙恬列傳に記されている様に、御史は天子の使として宮中の外に出使する場合もあつたが、更に重要なことは、あの各郡におかれた監御史の制度が示す様に、それに官僚監察の任が與えられたことである。監御史と郡太守との關係の詳細については、尙不明な點も

あるが、このことは、あの全國にひろまる郡縣制度の地方官僚機構をば、天子直屬の御史を各郡に配置することによつて監察せしめ、その老大な官僚機構をば、常に天子の統御下におこうとする、秦の周到な專制政治體制を意味するものであらう。漢の高祖の即位當初、叔孫通が朝儀を制定し「御史執法、儀の如くならざる者を擧げた」（史記、叔孫通傳）ことは、それは秦制をまねたものであらうから、秦の御史が、中央においても諸官の不法を取締つたことを暗示するものである。この御史の制度は漢に入つてうけつがれ、更に發展する。たゞ、漢における御史については、若干の説明が必要である。

衛宏の漢舊儀（太平御覽卷二百二十七所引）によれば

御史員四十六人、皆六百石、其十五人衣絳給事殿中爲侍御史。宿廬在石渠門外、二人尙驪持書給事、二人侍前、中丞一人領、餘三十人留寺、理百官事。

とあり、又漢書百官公卿表によれば

御史大夫、秦官、位上卿、銀印青綬、掌副丞相、有兩丞、一曰中丞、在殿中蘭台、掌圖籍秘書、外督部刺史、內領侍御史、員十五人、受公卿奏事、舉劾按章。

と記されている。即ち、これらの記載によれば、御史全體の長官は副丞相たる御史大夫である。御史は全體で四十五人居り、その中の十五人は侍御史となつて宮中に給事する。侍御史の直接の長は御史中丞である。御史中丞はこれら侍御史を率えて、宮中の文書をつかさどり、又公卿の上奏をうけ、中央の諸官を監察して糾劾を行う。そして又御史中丞は、その外に地方官の監察に任ずる刺史をも統率する。そして残りの三十人の御史は、宮中に入らずに御史大夫

の府にとゞまつてその事務をたすける。即ち秦の御史は、これによれば、漢の侍御史となつてうけつがれ、監御史は漢初にしばらく廢止されたが、若干の相違をもつて武帝の時に刺史として再現されたと考えてよい。

然し、この漢舊儀の記載は、若干の訂正と注釋とを要する。先づ第一に、史記本文においては、侍御史と云う名稱が出て来るのは扁鵲倉公列傳のあやしげな一例をのぞいては見當らず、すべて御史である。そして史記に出て来る御史には、當然侍御史に相當すべきものが、かなり多く含まれている。このことから、漢舊儀に記されている様な侍御史と然らざる御史との區別は、武帝末年以後に生じたものであつて、侍御史と云う名稱がなくても、それ以前から御史は殿中において後の侍御史と同様な職務も行つていた、とする櫻井氏の推定は、我々にとつて重要である。若干の史料を附加しつ、我々の當面の問題に必要な限りにおいて、そのことを確かめて行こう。

趙堯は史記高祖功臣侯者年表には「漢五年を以て御史となる」と記されているが、史記張丞相列傳には「趙堯、符璽御史となる……高祖に侍す」とあるから、そこで云う御史は明らかに侍御史に相當する者であり、史記、魏其武安列傳に武帝が御史をして魏其侯寶嬰を讒責せしめたと記されているが、天子に近侍して舉劾按章するのは侍御史の役目であり、又實際に類似の糾察を行つた侍御史の例は漢書には昭帝以降數多く記されているところから見て、その御史も侍御史に相當する者であると考えられる。又、史記三王世家に「大司馬霍去病、三月乙亥御史臣光守尙書令、秦未央宮」と記されている。即ちそれは、大司馬霍去病が諸王子封建のことを上疏したとき、御史の光と云う者が尙書令を兼ねて、その上奏文を武帝にとりついでことを記しているのであるが、尙書は、周知の如く宮中に近侍して文書のことをつかさどる内官であるから、尙書令を兼ねる御史も、當然、宮中に侍する侍御史であるべきはずである。又、

漢代における國家秩序の構造と官僚

平準書に出て来る、天子が郡國に派遣して緡餞を治せしめた御史も、後述する様に、その職務から見て侍御史にあたる者であることは、加藤繁博士の平準書譯註にも指摘されている通りである。史記酷吏列傳に張湯は御史となつたと記されているが、漢書張湯傳には、それが侍御史となつてゐる。然し漢書とて、必ずしも、御史と侍御史とを明瞭に使い分けてゐるのではないのであつて、例えば漢書武五子傳に、「江充が巫蠱の獄を治したとき、「江充、既に上意を知り、宮中に蠱氣ありと白言し、宮に入り省中に至り、御座を壞ち、地を掘る、上、按道侯韓說、御史章瓚、黃門蘇文等をして、江充を助けしむ、江充遂に太子の宮に至り、蠱を掘りて、桐木人を得たり」と記されてゐる。宮中に入らし得る御史は侍御史であらう。黃門また宮中に給事するところのものである。たゞ漢書では、昭帝以御になると同様な職務を行うものとして侍御史の例は多く出て来る。例へば、成帝が侍御史をして諫大夫劉輔を收縛し（漢書劉輔傳）、又侍御史をして谷永をとらえしめんとし（漢書谷永傳）、又侍御史を遣わして息夫躬をとらえて獄につないだ（漢書息夫躬傳）等々その例は多い。この様なことから考えると、漢舊儀の示す様な、侍御史が明確に御史の中から區別されたのは武帝以後ではないか、と云う櫻井氏の見解もうなづかれるのであるが、我々にとつて重要なことは、むしろ、史記において御史と記されてゐるものには、漢書百官表、漢舊儀の所謂侍御史に相當するものが多く含まれてゐると云うことである。

さて我々の直接の問題の對象たる、酷吏列傳中の趙禹、張湯、王溫舒、尹齊、楊僕、滅宣、杜周の七人は、皆、史記において御史出身の官僚として記されてゐる。趙禹は御史から、太中大夫を経て、中尉・少府・廷尉と進んで九卿の位に列し、張湯は、御史から太中大夫を経て、廷尉・御史大夫の高位をきわめ、王溫舒は、御史から、廣平都尉・

河内太守と地方官を歴任して、中尉・廷尉・少府・右内史と九卿に列して京師治安の高職に任じ、尹齊は、御史より關都尉、中尉、淮陽都尉を歴任し、楊僕は御史より主爵都尉となり、減宣は御史より御史中丞を経て右内史となり、杜周もまた、御史より御史中丞を経て、廷尉、執金吾、御史大夫の高位をきわめている。そのうち、張湯が所謂侍御史であつたことは、漢書より明らかであるし、減宣・杜周は御史中丞になつていたのであるから、宮中に近侍して監察の任にあつていたことは、云うまでもない。王溫舒は「御史となり、盜賊を督す、殺傷甚だ多し」と記され、尹齊は「御史に至る……盜賊を督せしめ」らる「斬伐する所貴戚を避けず」と記され、楊僕は「御史となる盜賊を督せしめ」らると記されている。これらは皆御史出使の例である。御史が、外に出使したことはすでに秦のときより見られ、それが監御史として常置せしめられるに至つたことは前述の如くであるが、漢代に入つてからも監御史は廢止され、それが、御史出使の例は見られるのであつて、漢舊儀（北堂書鈔卷六六十二引）に「惠帝三年、相國奏す、御史を遣わして三輔の郡を監察せしむ」とあり、又前引の史記平準書に「乃ち御史、廷尉正監を遣わし、曹を分ちて往かしめ、即ち郡國の繆錢を治せしむ」とある。この様に外に出使して督勵監察を行ふ事を案ずるところの御史の職務は、御史より侍御史がはつきりと區別されて、侍御史と云う名稱が用いられる様になると、侍御史の行ふところとして記されることは、前述の通りであるが、更に應劭の漢官儀（通典卷二十四注引）に、「侍御史は出でて州郡の賦税、漕漕糧種を督す」とあることよりも明らかであらう。又その特別な事例としては、漢書百官公卿表に「侍御史に繡衣直指あり、出で、姦猾を討し、大獄を治す、武帝の制する所なり、常置せず」とあるのや、「武帝末、郡國盜賊羣起す、繡衣御史暴勝之、斧を持して、盜賊を逐捕す」とあるのを擧げることとも出来よう。以上のことより酷吏列傳中の御史も、侍御

史と同様職務を行つてゐるものと解するのが至當と考える。

こゝで尙注意しなければならないのは、御史大夫と御史、御史中丞との關係である。前述の如く御史は、秦以來宮中に侍する臣である。殿中において文書をつかさどり、奏事をうけ、又その親近の故をもつて天子の耳目として官僚監察の權をも與えられてゐるのである。漢においてはそれが侍御史となつてその傳統をうけついでいることは上來述べて來た通りである。然るにその長官たる御史大夫は、宮中に近侍する側近の臣ではない。それは副丞相として外廷において國家行政の萬機を助理する最高閣僚の一人である。然し、最近勞幹によつて考釋された居延漢簡に、そのことに關し注目すべき史料がある。

元康五年二月發丑朔癸亥、御史大夫吉下丞相、承書從事下當用者、如詔書（七四）一〇・三三。

これは宣帝のときの詔書の下行の辭の殘簡である。御史大夫吉とは丙吉であり丞相とは魏相であることは、百官表より明らかである。漢代における詔書は三つの部分からなつてゐる。先づ最初に上奏文があり、それを天子が裁可した詔書の本文がそれにつゞき、最後にそれを内外の官署に下す下行の辭が附く。史籍には多く詔書本文だけが記されて、その他の部分は刪略されてゐるのが一般であるが、たゞ孔廟置百石卒史碑（隸釋卷一所載）に詔書全文の例が碑文として殘されてゐるので、我々はそれを知ることが出来るのである。こゝに引用した詔書下行の辭の殘簡によれば、天子から下つた詔書は先づ御史大夫が受けて、それを丞相に下すことが示されてゐる。^(三)同類の殘簡は他にもある。

□大夫廣明、下丞相、承書從事下當用者、如詔書、書到言……（二六）六五・一六。

漢書百官公卿表の元平元年に「九月戊戌、左馮翊田廣明、御史大夫となる」とあるから、こゝの廣明とは昭帝の元光元

年から宣帝の本始二年まで御史大夫であつた田廣明である。この様な詔書下行の次序は、史記漢書によつても確證される。漢書高帝紀に、十一年二月に發せられた詔書は「御史大夫昌（周昌）が相國に下し、相國都侯（蕭何）が諸侯王に下し、御史中執法が郡守に下した」とあるし、史記三王世家によれば、武帝が、その諸皇子封建に關して下した詔書は「御史大夫湯（張湯）が丞相に下し、丞相が中二千石に下し、二千石が、郡太守に下した」と記されている。即ち天子の詔書の下附は御史大夫がこれを掌るのであつて、先づ御史大夫から丞相に下され、丞相から百官に之を下附するものであることが、以上によつて明らかである。勞榦はこのことから次の様な推定を下す。即ちこの様な詔書を掌る職は、後漢に入ると、無極山碑（隸釋卷三所載）に刻されている光和四年八月の詔書が示している様に、天子に近侍する尙書が權力を増大して來るにつれ、詔書が尙書を経て下される様なことが生じて來ることからも察せられる様に、以上のことは、御史大夫がもととは、殿中にあつて文書圖籍をつかさどる御史の直接の長として天子の側近にあつたであらう時の痕跡を尙存しているものであり、それが、宮中よりはなれて少くとも前漢においては、外廷において國政を議する副丞相たる地位を占めるに至つたのであらうと。その様な勞榦の推定が正しいとするならば、それにも拘らずその下僚である御史中丞が御史（侍御史）を率えて依然として宮中にあつたのは、天子が官僚監察の重要な職權を直接自己の側近にとめておくことによつて、それを自己の手中に握る必要からであらう。地方官僚の監察に任ずる刺史をば御史大夫に直屬せしめずに、宮中に近侍する御史中丞の統率下においたことから、そのことは推察される。従つて御史大夫とその下僚たる御史中丞との關係は、次第に形式的なそれに化して行く傾向にある。官僚監察の實權は宮中にある御史中丞に集中され、その長官たる御史大夫は外廷において行政官たる色彩を増して行く。

そしてその傾向は、後漢に入つて、御史大夫は司空として三公の一となり、御史中丞は名實共に、御史大夫から獨立して御史台の長官になるに及んで、完全に制度化されるに至るのである。さきに引用した漢舊儀の記載、即ち御史のうち十五人は侍御史として宮中に入つて御史中丞に領せられ、残りの三十人は府中にとゞまると云う記載は、それ故、以上の様な御史大夫と御史中丞の實質的（制度的ではない）分離が相當明確化した後の狀況を示しているわけであつて、そのときはすでに府中にとゞまる三十人の御史は、監察には殆んど關係のないものと考えてよい。この御史大夫と御史中丞の職務上の實質的分離を、櫻井氏は武帝末期と推定するのであるが、そのことは同時に武帝時代はまさに、その様な實質的分離の傾向が次第に強化されて行く時代と考えられるのである。監察に従事する御史は、長官としては御史大夫につかえながら、實質的には次第に御史中丞の統領下にうつつて行く時代が、武帝の時代であつたのである。

以上で、御史の制度について我々の論述に必要な限りの説明をなし得たことゝ思う。形式上の漢代における官僚組織は、丞相御史大夫を頂點としてこれに九卿が加つて中央政府を構成し、郡縣の太守・令長以下の地方官僚もまた丞相の總覽下にあるわけであるが、天子は御史中丞を殿中において、これに官僚監察の強大な権力を與え、中央官僚に對しては御史（侍御史）を統率して糾察を行わしめ、地方官僚に對しては刺史を督せしめて監察を行わしめたのである。御史の制度とは、この様な全官僚機構の監察統御をば、天子が自己の手中ににぎらんとする獨裁的權力體系の中核を意味するものであつたのである。然らば酷吏列傳中の七人が、ことごとく御史出身であつたと云うことは何を意味するのであらうか。

我々は先づこの七人が、酷吏列傳に明記されている様に、皆名門高官の子弟ではない地位の低い地方下級吏員、所

謂刀筆の吏からばつてきされて御史の地位についたものであることに注意しなければならない。武帝はあの度重なる四圍の異民族に對する遠征を遂行する必要上、國內の財力を徹底的に國庫に吸い上げるために、數々の劃期的な國內政策を斷行したことは周知の所である。この様な方策を強行することは、後述の如く、従前の官僚の傳統的にいたく生活感情とは相反するものであり、そこから生ずる消極的抵抗を強權をもつて彈壓するためには、武帝は、何等他に勢力的基盤をもたない、たゞびたすら天子の意のままに動くことによつて自らの地位の増進をはかり得る卑賤にして有能な刀筆の吏を手足として身邊に登用してそれに官僚糾察の荷惜なき權力を與えることが必要であつたのである。そして更に彼等のうちの有能な者をえらんで、或は、重要地方の地方官に、或は中尉・内史等の如き京師の警察・治安に任ずる長官に、或は、廷尉・御史大夫の如き中央政府の樞要な地位に配置して行くことによつて、天子の絶對的權力を一方的に支持し強化する全くの手足としての新官僚をば、全官僚組織の中樞たらしめて行つたのである。

漢代においては、そして又それ以後の中國においても、パトリモニアルな官僚制度がやがて固定化して行つた場合、官僚全體が共通な權利を意識する權利團體としてシニタントを形成して天子に對抗すると云うことは絶えて見られない。然しながら、天子と官僚との關係は、實質的には必ずしも天子の、一方的權力體系によつて一貫されているのではない。實際に官僚組織を動かす一方のバネは、官僚自體の内面の具體的な生活感情の中にもひそんでいるのであつて、それが一つの傳統となる場合、官僚層の中に、天子の一方的權力意志の浸透をばはゞむ何等かの實質的關係（それは決して制度として客觀されることはないものであるが）形成されて來るのであつて、天子がこれに對抗して自己の絶對的權力の浸透を積極的にはかるためには、常に特別な意志と方策とを必要としたのである。我々は酷吏列傳

をとらえることによつて、これを武帝時代について見て來たのである。然らば、その様な官僚層の中に形成されて來る實質的關係とは、どの様なものであらうか。漢代の國家權力の限界をさぐる鍵の一つは、この點にもひそめられてゐるわけであつて、又このことの理解なくしては、我々の前述の考察の意味も十分に明らかにならない。先づ武帝時代について、ついで武帝以後について、その様な關係をたづねて見る必要がある。

(註一) 史記酷吏列傳は、後人が漢書より録したものだとする崔適史記深源の批判があることは周知の通りである。私は、崔適● 擧げる論點の一つ一つに對し具體的に反證を擧げる用意があるが、本小考は、史記の編述を問題とするものではなくて、酷吏列傳に記されている事實關係を問題の對象とするものであるから、こゝではそれに觸れない。

(註二) 櫻井芳郎「御史制度の形成」(東洋學報二三ノ二、三)。

(註三) 勞幹、居延漢簡考釋、考證之部卷一、一九四四、尙、王國維、流沙墜簡、屯戍叢殘考釋、簿書類三の考釋參照。

(註四) 勞幹、「兩漢刺史制度考」、國立中央研究院、歷史語言研究所集刊第十一本、一九四二。その第二章における尙書と御史との類似的發展過程についての勞幹の着想は、示唆に富むものがある。君主側近の私用を給する家臣が次第にそこからなれて特定の官職を形成する様に生長して行く發展の過程は、パトリモニアル・ピオクラシーに共通にみられる一般的傾向であるが、同様なことは漢代の郎吏についても云い得る。嚴耕望、秦漢郎吏制度考、集刊、第二十三本、一九五一、參照。

三

さて、武帝の以上の様な小吏出身の酷吏の重用政策が、從來の傳統的觀念につながる舊官僚の間にどの様な反應を生ぜしめたかは、史記汲鄭列傳に司馬遷の感情をもこめて見事に敘述されている。そこでは、すでに武帝の初期の時

代から九卿に列していた顯官たる汲黯・鄭當時が、後より登用せられ而も急速に上位について權力を振う小吏出身の公孫弘・張湯に對するはげしい反感が、表面の敘述の主題をなしていることは周知の通りである。そこではこれら酷吏は「徒らに詐を懷き智を飾り、以て人主におもねりて容をとる、而して刀筆の吏は専ら文を深くして巧に詆り、人を罪に陥れてその眞に反へるを得ざらしめ、勝を以て功となす」「天下の（人々）は謂り、刀筆の吏はもつて公卿に爲すべからずと、果して然り」と汲黯の口をかりて酷評されている。それにも拘らず「上愈に公孫弘・張湯を貴び」、汲黯・鄭當時等の舊官僚は時勢の動きにとり殘されて没落して行くのであるが、然らばこの様な彼等舊官僚の反感をさへえてゐるものは何であらうか。我々は、それを個人的感情の對立としてではなしに、我々の當面の問題たるより廣い一般的關係の中で理解しようとする場合、それは何を意味するのであらうか。

先づ我々は「汲黯は黄老の言を學ぶ……游侠を好みて氣節に任ず、内行脩潔にして直諫をこのみ、數々主の顔色を犯す、常に袁盎の人となりを慕い、灌夫・鄭當時と善し、亦數々直諫するをもつて、久しく位に居るを得ず」と云う汲黯列傳の記述と「鄭當時は……任俠をもつて、自ら喜び、聲梁楚の間に聞ゆ……黄老の言を好み、その長者を慕うこと、見せられざるを恐るゝが如し」と云う相類する同列傳の記述とに注意したいと思う。黄老の言とは必ずしも、今日我々のもつ老子の學説をさすとのみ解すべきではなからう。黄老の言を好む竇太后が轅固を召して老子の言を問うたとき、轅固は「これ、家人の言のみ」と語つてゐる（史記儒林列傳）。家人とは庶民と云う程の意味である。例えば漢書爰布傳に「彭越は家たりしとき、爰布と遊ぶ」とあり、顔師古の注に「家人とは編戶之人を云う」と記されており、漢書武五子傳に「王莽のとき漢の藩王を廢して家人となす」とあることから明らかであらう。従つて黄老の言

とは、黄帝・老子に託した一種の民間信仰をも含めて解すべきである。^(二)司馬遷が五帝本記を黄帝からはじめた理由として、諸國を旅行したところ、人々が皆黄帝のことを稱するので黄帝から始めることにしたと記しているのも、當時民間に黄帝信仰が盛行していた一つの證佐とも考えられる。任俠も亦、當時民間に盛行した習俗であつたことは、前稿で述べたところである。汲黯・鄭當時の兩人が當時九卿に列する顯官でありながら、共に黄老の言を好み、任俠をよることだと云うことは、彼等官僚の内面に、その生活感情と生活習俗において、一般庶民と特に區別される様な官僚自體の固有な生活意識が形成されていなかったことを示すものであらう。我々は先づ、その様な傾向が、この個人のものではなくして、漢初創業の功臣以來の傳統的生活感情であつたこと、そしてそれがこれら官僚の實際政治に對する態度に、どの様な形で現われたか、を検討してみたい。

游俠亭長劉邦と共に結んで兵を擧げた曹參は、劉邦が高祖の位につくと、齊國の相に任ぜられ、後、蕭何の後をうけて惠帝のとき相國の任にいたのであるが、彼は「黄老の言を治める」蓋公の言に従つた、と云うことは周知のことであらう（史記曹相國世家）。又陽武の俠で同じく劉邦に従つた創業の功臣陳平は、惠帝より文帝にかけて丞相の任にあつたものであるが、「黄帝老子之術を治めた」と記されているし（漢書陳平傳）、趙王張敖の客として任俠の氣節を以て名高い田叔は、高祖末年より文帝初期にかけて漢中郡の太守に任じ、景帝のとき魯國の相となつたのであるが、同じく「劍を喜び、黄老の術を學ぶ」と明記されている（史記田叔列傳）。文帝のとき廷尉をもつて九卿の位にあつた張釋之は、任俠の士袁盎と親しく、王生に従つて黄老の言を治め（史記張釋之馮唐列傳）、又文帝治下においては贅太后をはじめとして黄老の言が朝野に盛行したことは、周知のところであらう。いや、高祖自身も游民を率えて沛に兵を

挙げたとき黄帝をまつているのである（史記高祖本紀）。任俠の習俗はそれにも増して、漢初以來朝野に盛行している。任俠の習俗のきづなによつて劉邦と結ばれた諸游民は、それぞれ惠帝より文帝にかけて、創業の功臣として、丞相あるいはその他の重臣として樞要な官職をしめている。曹參・王陵・陳平・周勃・灌嬰・張蒼・申屠嘉等がそれである。單に中央朝廷においてばかりではなく、郡國の守・相となつて地方統治の任にあつた者にも、所謂任俠の士が多い。惠帝から文帝にかけての郡國の守・相の史籍にその氏名行狀の記載のあるのは少いのであるが、例えば、嚴耕望の兩漢太守制史表（一九四八）にその氏名がのせられている景帝以前の地方官は、その行狀が判明し得る限り、大半は所謂任俠の士である。高后のとき楚國の相であつた陳嬰は、秦漢の際に、輕俠少年の間に信望高く、彼等を率えて兵を挙げた人であり（史記項羽本紀、高祖功臣侯者年表）、高祖の末年より文帝にかけて漢中の太守であつた前述の田叔と同じく雲中の太守であつた孟舒は共に、張敖の客として任俠の氣節をもつて、有名であり、（史記田叔列傳、張耳陳餘列傳參照）、文帝の治下河東郡の太守であつた季布は「氣任俠をなし、楚に有名であつた」人であり、同じく燕國の相に任じた欒布は彭越とかたく結んだ任俠の氣節をもつてこれまた著名である（史記、季布欒布列傳）。汲黯が常にその人となりを慕つたと云う袁盎は、文帝のとき吳國の相に任じ、景帝のとき楚國の相となつたが、彼も亦游俠をこのむところの人であつた。即ち雒陽の游俠劇孟は彼と親しく相結ぶ仲であつたし（史記袁盎錯列傳）、「任俠をなし」「氣關中を蓋つていた」季心が罪を犯して亡命し袁盎のところにかくまわれたことから、それは明らかであらう（史記季布欒布列傳）、そしてこの季心に弟分として結んでいた灌夫が「任俠を好んだ」ことは著名であるが、彼も亦景帝のとき代國の相になつているのである。そして、この灌夫と相結び、又袁盎と親しい寶嬰も亦「任俠を好む」士で、文帝のと

き吳の相となり、武帝初期に丞相の地位に上つていたのである（史記魏其武安侯列傳、外戚世家）（但し寶嬰に至るとすでに儒教の洗禮をうけている）。この様に見て來ると、游侠をよろこび、黄老の言をこのむ波黯・鄭當時の生活感情は、彼等個人に特有なものではなく、漢初以來の官僚を通じて見られる傳統的氣風と考えてよい。

然らば、その様な傳統的な生活感情は實際政治の面で具體的にどの様な形で表われたのであろうか。先づ第一に注意すべきことは、この様な民間における一般的習俗や生活感情に根ざしたこの様な氣風と生活態度は、あの法令をことさらに苛酷に適用して自らの治績を示そうとする所謂酷吏と、その當初から相反撥するものであつた、と云うことである。任俠的習俗の上に劉邦と結ばれた前述の曹參は齊國の相であつたとき「郡國の吏の文辭に木訥にして重厚の長者を擇んで、即ち召し除して丞相の史となす、吏の文を言うこと刻深にして聲名を務めんと欲する者は輒ち之を斥け去る」と記されている（史記曹相國世家）。長者とは、人と人とを結ぶ規範意識が高くみだりに人の信義を裏切らない、又その故に輿望のある人の意味である。従つて任俠の精神を高く持する者も當然こゝに含まれる。任俠の氣節をもつて有名な前述の孟舒が天下の長者と呼ばれたことよりもそのことは推察される。この曹參の下僚選任の方針と全く同様な傾向は、張釋之の文帝に對する諫言の中にも見られる。即ち、文帝が上林苑の虎園で上林の丞にその管理狀況を下問し、上林の丞はその下問に答えられなかつたところ、その下役の吏員である嗇夫が横合いから口を出してその下問に悉く答え、自分の有能さを示そうとした。文帝はこの嗇夫を彼等の長官である上林の令にばつてきしようとしたとき、文帝に近侍していた張釋之が文帝に諫言して次の如く云つてゐる。「秦はこの様な文書法令に練達している刀筆の吏を重用したために、官吏は先をきそつて法令規則の末節にこだわり、それを苛酷に適用して功を争い、その

弊害の赴くところ、法令文書のみ具わつて、惻隱の實がなくなり、遂に秦は亡びるに至つたのである。今陛下はこの重夫の口辯に達者なる故をもつて長官にばつてきするならば、天下の役人は皆これにならない、惻隱の實がなくなるであらう。丞相周勃の如き口辯に咄なる者こそ長者と云うべきであつて、官吏の範としなければならぬ」と(史記張釋之馮唐列傳)。周知の如く周勃は擧兵以前から劉邦と相結んだ游民出身の創業の功臣であり、人となり「木彊敦厚」と記され文帝のとき丞相の任にあつたものである。汲黯が「刀筆の吏は公卿に任ずべからず」と云つて酷吏張湯を面罵したことは、この様な漢初からの官僚層に根づよい一般的生活感情の傳統につながるものと理解すべきである。以上の様な傾向は、自ら、實際政治上の職務遂行にも反映して來る。曹參は齊國の相であつたとき「治道は清靜を貴ぶ、而して民自ら治る」と云う方針に従つたと云う。そしてその部下の官吏に對しては「人の細過有れば専ら掩匿し、之を覆蓋す、府中事なく」、ために「齊に相たること九年、齊國安集し、大いに賢相を稱せらる」(史記曹相國世家)とも記されている。この様な曹參の實際政治に對する態度は、汲黯のそれと同く同様である。汲黯は東海郡の太守となるや「官を治し民を埋むるに清靜を好む、丞吏を擇びて之に任じ、その治は主旨を責めるのみにして苛小ならず」、「黯多く病んで閭閻内に臥して出でざるも歳餘にして東海大いに治まり、之を稱す」(史記汲黯列傳)こゝで共通に云われている「治道は清靜を貴び、而して民自ら治る」と云うことは、具體的には、民間秩序はそれとして尊重しみだりに法をもつてみださないこと、そして部下の官吏に對してもこれを保護親愛し、之に信賴して一切をまかせて、自らたゞ統治の大綱のみを示すことであらう。他方から云えばその實際政治は高祖創業の際に定められた法律制度、即ち秦の文物制度に明るい蕭何や張蒼をして制定せしめた法令制度の大綱をばたゞ職として守り、自らは何等それ以上の積

極的意志を實際政治に働かせることをしなかつたことを云うのであらう。このような實際政治の態度と類似な關係は、前述の所謂任俠の士が地方官として統治にあたつたときにも、見られる。雲中の大守孟舒は匈奴の侵攻に會つたとき、長年の戦争で士卒の疲蔽しているのを知つて兵を發するに忍びずその職務の遂行をおこたつていたところ、彼等はみづから進んで丁度子が父のために死すが如く、弟が兄のために死すが如く、太守孟舒のために死を争つたと云う有名な挿話（史記田叔列傳）が記されており、又隴西の都尉袁盎は「その士卒を仁愛し、士卒皆爲めに死せんことを争う」（史記袁盎錯列傳）とも記されている。この彼等の行動は、官職の體系の示す、支配統御の關係で部下に接しているよりも、あの具體的な人と人とを結ぶ個人關係の秩序規範たる任俠の精神を以つて部下に接しているわけであつて、その行動と視野とは個人關係の倫理を出でず、上からの命令を犠牲にしても、個人關係の秩序を守る一つの例が孟舒の場合なのであらう。それ故、孟舒はその職を守らなかつたとして官を免ぜられたのである。従つて、この様な地方官は、その實際政治の上述の様な態度の故に部下領民の間に聲望があつたのであつて、燕國の相樂布については「燕齊の間皆樂布のために社を立つ、樂公社と曰う」（史記季布樂布列傳）と記され、魯國の相田叔が死するに及んで、魯の人々は「百金をもつて祠る」（史記田叔列傳）と記されている。曹參が賢相をもつて稱され、汲黯が東海郡の治を稱されたのと同様な關係を示すものであらう。丞相周勃に對し、文帝から國政の實狀について詳細な下問があつたとき、周勃は下僚まかせて何の答も出来なかつたにも拘らず長者と稱せられたと云う挿話（史記陳丞相世家）も、同様な關係を示すものであらう。この様な彼等のその部下に對する態度に示されるその實際政治の態度は、彼等の身につけているあの人と人とを結ぶ任俠的秩序規範の表れとも解せられるのであるが、その様な彼等の秩序規範は、上に對しては

次の様なより積極的な形で表われる。前述の如く任俠的習俗の中で劉邦と相結んで來た游民出身の創業の功臣は、惠帝より文帝の時代にかけて丞相或は九卿として天子をまもりつかえて來たのであるが、彼等の惠帝・文帝に對する關係は、カリスマ的存在としての天子に對するよりも、任俠的紐帶によつてむすばれた彼等の劉邦に對する信義的關係が、劉邦の子としての惠帝・文帝に對して發動する傾向がつよい。彼等はその實際政治にあたつては刀筆の吏をしりぞけ前述の如き無爲の政を旨とするのではあるが、それは高祖の定めた法令制度の大綱はあくまでこれを權威として守るのであつて、たゞ自らはそれに加えて積極的意欲を實際政治の面では働かせないまでである。即ち天子がそれを破る様な積極的政策をとらうとする場合、或は天子が彼等の規範意識に反した行動をとらうとする場合、彼等の任俠的意識は、積極的に天子に對する諫言となつて抵抗することになる。曹參が惠帝の丞相であつたとき、惠帝が彼の無爲清靜は政治方針を責めたとき「高帝と蕭何と天下を定む、法令すでに明らかなり、今陛下垂拱し、曹參等職を守る、違いて失うなし、亦可らずや」と答えている（史記曹相國世家）。文帝のとき「諸々の法令を更め定め」又多くの改革策を進言した賈誼をば、文帝が公卿の位にばつてきしようとしたとき、丞相周勃、太尉灌嬰等の重臣は皆こぞつて「諸事を紛亂するもの」として文帝に諫言したので、文帝はそれにはどまれてついに賈誼を長沙に左遷せざるを得なかつた（漢書賈誼傳）。又文帝が辟臣鄧通を寵愛したとき、丞相申屠嘉は文帝に諫言し、鄧通に對して「夫れ朝廷は高皇帝の朝廷なり、鄧通は小臣、殿上に戯れ大不敬なり、斬に當る」と云つている（史記張丞相列傳）。呂后が諸呂を封ぜんとしたとき高祖の方針に反するとして之に反對したのは丞相王陵であり、呂氏の亂を討つて政を劉氏に返したのは陳平・周勃・灌嬰の功であることは、こゝで改めて云うまでもない。そこではすでに高祖を權威とする傳統主義が打ち

たてられているのである。

これら創業の功臣の如くに直接に高祖と関係をもたない者であつても、彼等と生活感情を同じくする官僚の間にあつては、この傳統主義をかたく守ることが、彼等の任俠的秩序規範の一つとなつて來るのである。人と人とを結び秩序規範とは反對に、それを破つて一切を唯一者の一方的權力體系の下におこうとする法術を學んだ酷吏鼂錯が、景帝の寵を得て御史大夫の地位につき、漢室強化のためにかずかずの法令の改定と積極的な改革策を斷行するに及んで、申屠嘉、袁盎、竇嬰等のはげしい反感を誘發し、鼂錯の諸王領地削減政策が一因となつて吳楚七國の亂が起つたとき、遂に袁盎の諫言によつて景帝は鼂錯を斬に處せねばならなかつたことは、周知の通りである。袁盎はその景帝への進言において、「高皇、子弟を王として各々分地を有つ、今賊臣鼂錯ほしきまゝに……之が地を削奪す……方今の計はただ鼂錯を斬つて、使を發して吳楚七國に赦し、其の故の削地を復するのみ」(史記袁盎鼂錯列傳)と云つてゐる。史記袁盎鼂錯列傳に記される兩人の個人的性格の相違とその個人的不和の關係は、漢初よりの重臣官僚に傳統的なあの任俠的生活感情、即ち一方においてはその様な感情から發する所謂酷吏への蔑視と反感の傳統と、他方ではそこから發する傳統主義的規範意識との一般的關聯において考えられねばならないのであらう。武帝に至つて、酷吏張湯が武帝の寵を得て、かすかすの高祖以來の律令を更定したとき、武帝の面前で張湯をのゝしつた汲黯の言葉は全く以上と同様である。「何ぞ高皇帝の約束を取りて之を紛更することをなすか、公これを以て種なけん」と。たゞ以前との相違は、さきには酷吏が任俠的重臣官僚の反感のために身をほろぼしたのに反し、武帝の場合には酷吏の壓倒的勢力の前に舊來の任俠的重臣は姿をけし行くだけの相違である。

さて、以上、我々は武帝以前の官僚層について、彼等をその内面において動かしている、その生活感情と生活習俗について見て来た。それは所謂黄老の民間信仰と任侠の民間習俗とが相互に規定し合うものであつて、實際政治の面においては、民間秩序をそれとして尊重し、下僚に對してはこれを保護信任する、消極的な無爲の政治となつて表われた。然しその無爲の政治は、部下の酷吏排撃にも示される様な積極的な任侠的秩序規範によつて支えられているのであつて、その積極的な規範意義は上に對しては天子に對する直諫となつて表れ、その様な規範意識に反する天子の行動には身をもつて直諫すると云う、牢固たる傳統主義が、彼等官僚の間に根を据えて來たのを見た、それは、袁盎が「數々直諫するをもつて久しく(宮)中に居るを得ず」と記され、汲黯が「直諫を好みて數々主の顔色を犯す」と記されていることが示す通り、云はゞ積極的意志をもつて消極的政治が求められたのである。漢書百官公卿表が示す通り、漢代の官職體系は大體において秦のそれをうけついでものである。それはパトリモニアルな獨裁君權を維持し強化するための組織であつたのである。然しながら、その様な官職を占める官僚の生活感情と生活習俗とが、以上の如くであり、そこに牢固たる傳統主義が支配するに至ると、天子が従來の傳統をやぶつて何等かの積極政策をとらうとする場合、その官職體系は天子の手足とならず却つて天子の意志を阻止する作用をもつことになつて來る。漢室のおかれてゐる事態は、景帝より漸く急迫し、内は諸王國獨立化の傾向が顯著となり、外は匈奴の侵攻がきざしはじめ、重臣・官僚のその様な生活感情のみをもつてしては、處置し得ない状態に入つて來たのである。その様な官僚層に根づよい傳統的生活感情を爆碎して、何よりも先づ天子の獨裁的君權の強化がはからねばならなかつたのである。その様な處置は景帝のときから徐々にとられつゝあつたが、それを徹底的に行つたのが武帝である。武帝が、そのた

めにとつた政策は、從來の官僚の傳統的な生活感情が蔑視、排撃するところの所謂酷刀筆の吏をば自らの意のままに動く手足として側近・重職に登用し、強權をもつて全官僚組織の制御權を手中に握ることであつたことは、第一章で見えて来た通りである。そしてこれと關聯して武帝のとつたより重要な政策は、云うまでもなく、天子の絶對權力を理論的に基礎付けるための新しい官僚イデオロギーの昂揚のための文教政策、即ち儒教の採用である。前漢儒教の主流をなす公羊學は武帝の苛酷な法術政治を粉飾して獨裁君權を正當化する理論として獎勵され、爾後、儒教が次第に官僚の生活倫理として次第に支配的地位を占めて行くことは周知のことであるが、このことが官僚の生活意識をどの様に方向付け、又天子と官僚との實質的關係をどの様に規定して行つたかは、中國史の最大の問題で、もとよりこゝでは觸れ得ない。我々は、ただ、ここでは上來のべ來つた問題の意味をより明瞭にするために武帝以後における天子と官僚との關係の推移と、尙官僚間に根深い任俠的習俗との關係とを、ごく大ざつぱにたどることが出来るのみである。

(註一) 呂思勉、秦漢史下冊八二九頁(一九四七)においても同様な見解をとつている。尙游俠と黃老とはどちらも民間に盛行してゐるものだと云う指摘は勞幹「論漢代的游俠」國立臺灣大學文史哲學報第一期(一九五〇)においてもなされてゐる。

四

武帝のとき實現せられた天子の官僚に對する一方的權力關係は、武帝の歿後より、以前とは根本的に異つた様相の下に、崩れはじめた。それは昭帝のときの霍光による攝政に端を發し、それに伴う内朝の外朝に對する優位がその傾向を激化したのである。周知の如く、武帝はその歿前、幼主昭帝の政をたすけるために、側近の侍中霍光をはじめ金

日磾・上官桀に遺詔して、霍光を大司馬大將軍、金日磾を車騎將軍、上官桀を左將軍として、昭帝の政をたすけしめたのである。武帝の時の將軍はたゞ兵を領して出征したのみであつて、國政に參與することはなかつた。然るに霍光は大司馬大將軍をもつて「尙書の事を領し」(漢書昭帝紀)、一族及び幕僚を侍中、給事中等の天子近侍の職を兼ねしめ、攝政をもつて、内朝において國政をろう斷することゝなつたのである。こゝにおいて丞相御史大夫以下をもつて構成される中央政府は外朝として單なる事務執行機關と化し、國政の實權は内朝に移ることゝなつたのである。(一)そしてそれと共に、侍中、給事中、尙書等の天子近侍の臣が國政に直接干與する様になり、殊に尙書の勢力増大はいちじるしく、「尙書は百官の本」(漢書・石顯傳)と云われる様に、尙書を領することが實際の政權を握るためには必要なことになつて來るのである。この様に中央における政治機構が、實質的な政府たる内朝と、單なる行政執行機關としての外朝とに二分したと云うことは、全官僚機構の統制に一貫性を缺くことゝなり、漢室の國家權力の消長に重大な影響を及ぼして行くことになる。即ち、漢初以來、國政の大綱は、丞相御史大夫以下九卿を加えた廷議によつて議され、それが天子の裁可を経て丞相から郡國の守・相に傳達され、そこに組織としての一貫性をもつていたのであるが、今や、國權の實權を握る者が、攝政として、天子と丞相との間に、絶大な權力をもつて介在し、天子近侍の臣をその腹心として支配下におくことによつて宮中に支配的勢力を確立して、宮中に一個の實質的政府を形成することになると、天子は、官僚組織全體から浮いた名目上の存在となる。そして當然、この様な攝政の内朝における專權を打破するため、天子はやがて自己の君權をさえ強化する新たな人的基礎の形成を積極的に意圖し、又外朝の官僚の中から内朝に對する反抗勢力が擡頭して來ると、それぞれが「黨」を形成して相結び相争うことゝなり、全官僚組織は唯一の權力

源泉たる天子の一貫した統御の下に、その機能を發揮すると云うことが不可能となる。先づ昭帝について立つた宣帝は、この霍光の專權に對抗するために、從來の權門勢家と全くかゝりをもたない卑しい身分のものを側近に登用して、自分の意のまゝに動く手足の養成にとりかゝる。そのために選ばれたのが、卑賤なる出の外戚許氏・史氏と宦官である。宣帝は帝位につくや、外戚許氏・史氏の子弟を侍中に登用してこれを手足として、霍光の死後その一族が尙維持する優勢な權力を次第に切りくずし、霍氏一族の獨占していた内朝の樞要な地位に彼等を配置して行く、又一方、臣下よりの奏請を天子にとりつぐ、云はゞ天子の耳目とも云うべき尙書の職を霍氏が領して離さないため、宦官である中書令に一時的に之を掌らせたのであるが、之がやがて重用される機縁となつたのである（漢書霍光傳）。この様にして宣帝は次第に霍氏の勢力を排除し、更に又霍氏の專横に反感をいだく外朝官僚をその統御下において、内朝外朝の政權を手中ににぎり、再び天子獨裁の一方的權力體系を樹立したのであるが、宣帝の死後、元帝に至ると、宣帝がその手足とした外戚・宦官が再び天子を制する程の強大な權力にまで生長する。即ち、宣帝はその歿前、側近の寵臣外戚史高を大司馬車騎將軍として尙書の事を領せしめ、元帝の政をたすけしめたのであるが、元帝は何等外部の黨と關係ない宦官石顯等を信任してこれに政を委せる。やがて石顯は中書令となり、大司馬史高と結んで次第に天子を壓する權力を持ち、中書僕射牟梁、少府五鹿充宗、御史中丞伊嘉と「黨友を結び」、尙書を支配して中朝における政權を獨占する。すでに官職の體系はその本來の機能を失い、中央・地方の官僚はこれと結び、或はこれに反抗するいくつかの黨にわかれて相争う。ついで立つた成帝は外戚王氏を側近に登用して、石顯の黨をしりぞけたが、やがて王氏一族は相ついで内朝を支配し、その權力は再び天子をして名目的存在ならしめ、その專横の權力は、途中若干の消長

はあるが、やがて王莽の帝位篡奪につづくわけである。

以上の様な状況の下にあつては、天子の一方的権力體系であるべき官僚組織は、天子に直接には結びつかないことになる。全官僚組織を天子に直結せしむべき本来の役割をもつあの御史による監察の制度は、分立して相争ふ有力な黨のいづれかに制せられて、その機能を減退するか、或は相互に相糾察し合うことに役立つ結果となるのが一般である。例えば、御史中丞陳成は、宦者石顯の黨を劾奏しながら、その黨友朱雲の罪をかくまい（漢書朱博傳）、却つて石顯の黨のために罪せられ、又御史中丞伊嘉は石顯の黨友となり（漢書石顯傳）、侍御史某は、大司馬大將軍霍光の意にそむいた劉德をばことさらに誹謗劾奏して霍光の意に沿うことにつとめ（漢書劉德傳）、又侍御史嚴延年は霍光の專横を劾奏したが、宣帝、霍氏の勢をはゞかつてこれと納れることが出来なかつたのである（漢書酷吏嚴延年傳）。武帝の末年、巫蠱之獄のためにその近親のものまでも信頼し得なくなつた武帝が、「皇太子、三公以下、旁州郡、統せざるところなき」絶大な権力を與えて天子に直屬せしめた司隸校尉の職權も、元帝のとき、司隸校尉諸葛豐が外戚許章とそ
の賓客の罪を劾奏したために、「節を持って」貴戚大臣を監察する大權をうばわれ、更に成帝元延四年には廢止され、ただ哀帝のとき單に司隸として復活したが、それは三輔近邊を督する刺史同様なものとなつて了つたのである（漢書諸葛豐傳、百官公卿表顧頡剛、西漢州制考、慶祝蔡元培先生論文集、下冊、一九三五）。この様に誅賞が一元的な權威から行はれない限り、官僚はその官職の定める一方的體系をみだして、それぞれ權門に依付して自らの安全をはからねばならないのは當然であり、こゝに「天子孤立して、官僚黨をなす」傾向が漸くいちぢるしくなつて來る。「黨」「黨友」「黨親」と云う語が漢書において宣、元帝以後の記載から顯著にめだつて來ることは、この様な傾向を示すものであらう。

漢代における國家秩序の構造と官僚

そしてこの様な政治狀勢の變化の下において、あの養客結客の任俠の習俗は、官僚相互間において、所謂黨友形成に大きな役割を演じ、武帝以前とは異つた形で國家權力の一方的體系をみだす作用をうけもつて來ることになる。大司馬車騎將軍「史高の擧する所は私門の賓客、乳母の子弟にすぎず」（漢書匡衡傳）と記されている。石顯と「交結するところのものは石顯を以て官吏となり」（漢書石顯傳）、石顯また長安の豪俠萬章と相結んでいたことは周知のところであらう（漢書游俠傳）。御史中丞陳咸は朱博・蕭育・朱雲等と黨を結び、石顯の黨の專横に反抗して却つて罪せられたことは周知のところであるが、その黨友朱博は「客、少年を好み、仇俠にして交りをこのむ」（漢書朱博傳）ところの任俠の士であり、陳咸が罪せられて獄にあるとき、身代りとなつて笞刑をうけて、陳咸の死罪を免れしめた俠氣は有名である。又後陳咸が大將軍王鳳の幕府の長史となるや、その黨友朱博・蕭育を推薦し、三人相すゝめて高官に至つていたのである。後、朱博は郡守より九卿にすゝみ「賓客門にみち」任官せんと欲する者は之を薦舉し、仇怨を報ぜんと欲する者には劔を解いて之を帯びさせ、その任俠の氣風をもつて士大夫の間に大きき勢力をきづいて行つた（漢書朱博傳）、又彼は鉅鹿太守孫闓、少府陳咸と共に、客を養ひ亡命をかくまう任俠をもつて名高い紅陽侯王立と結んで、その黨友となり、陳咸は、少府を免ぜられた後、紅陽侯王立によつて方正に擧げられて、光祿大夫給事中の内朝の樞要な職に任ぜられ、共に王立の腹心となつている（漢書翟方進傳）。蕭育も亦、茂陵の令のとき考課に際し、最も成績の悪かつた漆縣の令郭舜をかばい、そのため右扶風の後曹に責問されるや「蕭育は杜陵の男子、何ぞ曹に詣らんや」と云つて官を辭した俠氣の人であり、後大鴻臚として九卿の位につき、當時の權門辟臣淳于長と結んでその黨友となり、又霸陵の大俠杜穉季とも交を結び、爲めに京兆尹孫寶は杜穉季をとらえることをはゞかつたと孫寶傳に記されている。淳

干長が、翟方進に劾奏されて罪せられたとき、その黨友として官を免ぜられたものは、京兆尹孫寶、右扶風蕭育、刺史二千石、二十以上と記されている（漢書翟方進傳）、朱雲も亦「少時、輕俠と通じ、……勇をこのんで、數々法を犯した」人である。王氏五侯の黨については詳言する必要がない程著名であらう。「王氏方に盛んにし賓客門に滿ち」、五侯兄弟「士を好んで賢を養い、財を傾けて施豫し」たと記されている（漢書元后傳）。そして漢書游俠列傳中の樓護は谷永と共に五侯の上客であり、王氏が士を好んで之を養つたことは、大司馬衛將軍成都侯王商が俠士樓護をその閭巷に訪ねんとした一例からでも明らかである（漢書游俠樓護傳）。又王氏がそれらの客を官吏に薦舉して黨翼としたことは「郡國の守・相・刺史・皆その門より出ず」（元后傳）、と記されていることから知られ、任俠の士樓護も亦平阿侯王譚により方正に舉げられて練大夫となり、擢んでられて天水郡の太守となり、免んぜられて後又薦されて廣漢郡の太守となつていたのである。武帝以來官吏登用の常道として制度化された、賢良方正、茂才、孝廉等の選舉の制も、この官僚間に根強い養客結客の任俠的習俗と結びついて、公卿列侯の黨翼をひろめるに役立ち始めたことは、以上の舉例からでも明らかであらう。東漢に入つていちぢるしく前面に出て來る、あの任俠的習俗の一つの表現である「門生故吏」の依付關係が、選舉請託とむすびついて、やがて黨錮の禍をもたらし、東漢王朝の死命を制するに至る經過は周知のことであるが、それは決して東漢に固有な現象でなく、西漢後期、宣元帝以降からすでに始つて注目に注意しなければならぬ。

さきにも述べた如く、漢代における官僚組織は、制度的關聯としては、あくまで唯一の絶對權力者としての天子の一方的權力の體系である。然し天子と官僚との關係は、現實においては、必ずしもその様な天子の一方的權力意志に

よつて一貫されているのではない。實際に官僚組織をその現實の形において動かしている他方のバネは、官僚自體の生活感情の方向の中にもひそんでいるのであつて、この二つの要因の複雑な相互作用の中から、天子と官僚との實質的關係、官僚組織の現實の動きが規定されて來るのであり、又そこに國家權力の限界も示されて來るのである。我々は、その様な官僚の内面にひそむ生活感情をば、任俠習俗と云う限られた一つの窓からのぞくことによつて、以上の様な問題の一端にふれて見ようと試みたのである。もちろん、私が選んだ窓は決して問題の全貌をうかゞい知り得る如きものではない。殊に、武帝以降、選舉の制度が官吏登用の常道として固定化して來るにつれ、前述の如く儒教が官僚層の一般的生活倫理を規定し來ると同時に官僚層が次第に豪族の子弟に限られて來る傾向を強化して來るのであつて、問題の全貌を明らかにするためには、彼等の生活感情を規定している他のいろいろな要因——その生活感情をさへえる經濟的基礎の構造をも含めて——の中に深く立入つて行かねばならない。それらはすべて残された問題である。(一九四九・一二稿) 九五二・八訂補

- (註一) 勞幹、論漢代的内朝與外朝、國立中央研究院歷史語言研究所集刊第十三本、一九四八、内朝の諸官の史料提供に詳しい。
- (註二) 漢代の官僚研究は從來、専ら制度的關聯から問題をとり上げているものが多い。その様な關聯に於ての最近の力作としては、嚴耕望「秦漢郎吏制度考」集刊第二十三本(傅斯年先生紀念論文集上冊)一九五一、を擧げることが出来る。本小稿脱稿後閱讀し得た江幡貞一「西漢の官僚階級」東洋史研究一一ノ五・六(一九五二)も嚴耕望と類似の觀點から問題をとり上げている。西漢における官吏登用制度を考察の中心において、官僚層と庶民と交流循環の關係を指摘されたことは、全く別箇の觀點からではあるが庶民と官僚との生活意識の混淆關係を主題の基礎とする本小稿の論旨に一つの制度的前提を與えてくれている。